

相
密
院

大正二年十二月十二日

書記官長



書記官



樺太廳官制中改正、件外一件審査
報告

謹テ今回御諮詢ノ樺太廳官制中改正、件外

樺太廳官制中改正、件外要旨ハ

一件ヲ審査スルニ先般各官廳ニ就テ行ヒタル

相
森
陽

職

行政整理ノ標準ニ依リ樺太廳ニ於テ其ノ組

ヲ減カシ

織ヲ決定シ兼テ官制中一二條文ノ整理ヲ行

ケルモノトシテ其ノ内容ノ主トシモノヲ見ルニ

第一節第二節及第三節ノ名無ク改メ内務部拓殖部及警務部トシ

従来ノ事務官支廳長及通譯官ヲ廢シ内務

部長以下ノ部長理事官及警務部ヲ置キ

支廳長ヲ職名トシ理事官ノ之ニ充ツルコト

ト爲シ樺太守備隊司令官ハ先般撤廢セ

レタルヲ以テ樺太長官ハ守備隊司令官ハ陸軍

將官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ルノ規定及ヲ削除シ

守備隊司令官ハ先般撤廢セ

且長官ハ兵力ヲ要スルトキハ師團長ニ移據

監
完

之ヲ要ホスル

トト救^ト四長官事故アルトキハ從來第一部長^トル

シ長官及第一部長
事務官等共ニ事故アルトキハ他
事務官等ノ代理セシム

事務官其ノ職務ノ代理及^ハ制^ヲ改^メニ^テ官等^ノ

順序ニ從ヒ部長之ヲ代理スルコト、シ且長官部

長共ニ事故アルトキハ他、高等官一人ヲシテ代理

セシムルコト、シ^五從來、第一部長及第三部長ノ名

稱^改廳^改内務部^改拓殖部^改文部^改海軍部^改陸軍部^改ノ用

其ノ他右ノ改正ニ伴ヒ條文ノ整理ヲ行ハレトスルナリ次

ニ樺太、廳職員特別任用令中改正ノ件ハ同廳官

制ノ改正ニ伴^依理事官ヲ以テ支廳長ニ充ツルコト、

セルヲ以テ從來、樺太支廳長ノ特別任用ノ規定ヲ

高用(たかもち)

其ノ候理事官ニ改メ且此ノ際ニ限リ従来支廳長ノ

職ニ在リタル者ノ中より理事官ニ任用シ得ルノ規定ヲ

置カントスルモノニシテ二件共別ニ支障ノ虞ナキヨリ此ノ

俟可法セラレ然ルヘキモノト思料ス候

右邊ノ審査ノ結果ヲ報告ス

大正二年十二月十三日

書記官長

議長宛

大正二年十二月十九日

書記官長 印

船舶衝突ニ付テ、規定ノ統一、
關スル條約即批准ノ件外一件審
査報告

謹テ今回申認詢、船舶衝突ニ付テ、

圖書部

相
審
防